

2018/6/18

IT 導入補助金事務局

平成 29 年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業
第 1 次公募における不採択事由について

IT 導入支援事業者 各位

平素は大変お世話になっております。

去る 2018 年 6 月 14 日に本事業 1 次公募分の採否(交付決定)についての公表を行いました。

不採択となった申請については、2018 年 6 月 20 日より開始される第 2 次公募にて再度ご応募いただくことが可能です。

再度ご応募いただく前に、1 次公募で不採択となった代表的な事由を公表させていただきます。

応募いただきました内容が以下の事由に当てはまる場合、次回申請時に(もしくは新規申請においても)この点が修正・改善なされたうえでのご応募をお願いいたします。

①申請日と設立年月日の不整合

特に、個人事業主の申請において、申請日時点で設立年月日が未来日である申請がありました。公募要領によりますと、申請の要件として、『事業を行っていること』とあるため、申請日時点で設立(開業)されている必要があります。

必ず、設立(開業)後の申請をお願いします。

②昨年度の IT 導入補助金事業で導入した IT ツールとの機能の重複

公募要領でもご案内があるように、昨年度の当該事業で IT ツールを導入し、補助金の交付を受けた事業者であっても、今年度の事業で交付申請することは可能です。

しかし、昨年度に導入されたツールが持つ機能と今年度申請するツールの持つ機能に重複がある場合、申請は不受理となり、不採択となってしまいます。

昨年度の申請実績(補助金が交付されているか否か)を申請者より良くヒアリングいただき、ツールの機能をしっかりとご確認いただいたうえでご申請ください。

③申請内容の不備

交付申請における記載・添付の不備として、以下の項目が非常に多く発生しております

す。申請内容に不備項目がありますと、原則として不採択となりますので、ご注意ください。

【法人・個人事業主からの交付申請】

1. 不完全な住所入力

郵便番号を入力すると、住所の一部がデータベースより引用されますが、通常、「町名」までしか引用されません。町名に続く「丁目・番地・号」などは手入力していただく必要がありますが、これが入力されず、不完全な住所情報のまま申請がなされているケースがありました。

また、個人事業主からの申請の場合、現住所(居住地住所)と事業所所在地住所をそれぞれ記載いただきますが、これらの取り違えも多く発生しております。

【法人からの交付申請】

1. 履歴事項全部証明書の添付間違い

法人インフォから引用された企業情報(法人名・本店所在地)を修正した場合、履歴事項全部証明書(登記簿)の添付が必要となりますが、その際に添付された登記簿に不備がある(他社の登記簿・期限切れ・登記簿以外の書類・全部事項ではなく、現在事項・ページ不足等)ケースがありました。

【個人事業主からの交付申請】

1. 公的身分証明書関連

- ・転居されているのに、転居前の情報の身分証明書が添付されている
- ・身分証明書に現住所の記載がない(住所表示が手書きは認められません)
- ・公的身分証明書とみなせない書類が添付されている
(士業の資格証・技能資格等の免状・名刺・マイナンバー通知カード・パスポート等)
- ・身分証明書に記載の生年月日と入力の不一致
- ・婚姻などで改姓されているが、旧姓のままの身分証明書の添付 等

※身分証明書が上記に該当する場合、事務局では『住民票』の提出を推奨いたします。

2. 事業実在証明書

- ・官公庁等に提出された届出書等(開業届等)が添付されているが、機関の受領印が押印されていない。
- ・官公庁等が発行した事業・営業許可証が添付されているが、機関の発行者印が押印されていない。
- ・事業実在証明書として添付されている書類に事業所の所在地住所が記載されていない。
- ・記載されている代表者氏名や屋号が申請に入力されている情報と一致しない。

※事業実在証明書としては、事務局では『開業届・開設届』の提出を推奨いたします。

※開業届は税務署にて再発行が可能です。

④経営診断ツールの総括項目(現状認識・将来の目標・課題・対応策)において、その回答内容が希薄であり、補助事業を実施することでの生産性向上の実現が見込めないと審査委員会において判断された申請がありました。

⑤申請された法人の事業内容(生産性の観点)が審査委員会の判断により、『本補助事業の目的に資さない』との事由で不採択となった案件がありました。

以上、代表的な不採択事由と申請内容の不備事例をご案内させていただきました。
本事例を踏まえ、2次公募(2018/6/20~8/3)での申請の作成をお願いいたします。

なお、1次公募における個別の不採択事由につきましては、事務局(コールセンター)へお問合せいただきましても、回答できませんのでご了承ください。